

## 申請枠区分

活動支援枠

## 申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

## 1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

### ■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

### ■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター(AREC中小企業経営力強化コンソーシアム)

団体代表者 役職・氏名

センター長専務理事 岡田 基幸

分類

法人番号

2100005004315

団体コード

申請団体の住所

長野県上田市常田3丁目15番1号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

## 2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

## 3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般財団法人浅間リサーチ エクステンションセンター	濱田 州博	幹事団体
Buddiate株式会社	高司 浩史	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するため  
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要  
任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名(主)	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する	
	事業名(副)		
	団体名	AREC中小企業経営力強化コンソーシアム	コンソーシアムの有無
支援対象区分	②民間公益活動を実施する担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	B組織運営		
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング		
支援内容分野4	D社会的インパクト評価		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
○ (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
○ ① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	
○ ④ その他	
○ (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
○ ④ 働くことが困難な人への支援	
○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別的解消に向けた支援	
○ ⑥ 女性の経済的自立への支援	
○ ⑦ その他	
○ (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
○ ⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	ソーシャルビジネス実行団体や小規模事業者の経営力向上と持続的な事業拡大支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.7 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	当団体は、社会的な背景により健康な環境や十分な福祉サポートを享受できていない方々を支援するような団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
4.質の高い教育をみんなに	4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	当団体は、様々な背景により十分な教育を受けることができていない方々（若年層中心）を支援するような団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	当団体は、男女平等な環境や女性活躍のチャンスを受容できていない方々を支援するような団体について活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	当団体は、適切な雇用環境で働くことができていない方々を支援するような団体と、起業家育成を目指す団体について、活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する
11.住み続けられるまちづくりを	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	当団体は、誰もが満足の行く移動手段を提供することにつながるプログラムを実行しようとする団体について活動支援を行うことで、当ゴールの達成に寄与する

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	198/200字
<p>AREC中小企業経営力強化コンソーシアム（以下、当団体）は、中小企業が経営力を強化し持続的に発展することを目的として設立された。                  「当団体に関わる中小企業が経営力を強化し、地域へ好影響を与えるためのサポートを行うこと」を理念としており、日頃より中小企業の発展に寄与している。                  経営支援経験豊富なアドバイザーや各種士業も在籍しており、中小企業が抱える課題を多方面から解決に導くノウハウを有している。</p>	
(2) 団体の主な活動	176/200字
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業経営支援（戦略・組織・IT・広報など多方面からアドバイス）</li> <li>・AREC賛助団体同士の結びつきや協業を支援</li> <li>・年間50回以上の中小企業向け講座実施</li> <li>・補助金支援相談（中小企業診断士）</li> <li>・税務支援相談（税理士）</li> <li>・労務支援相談（社会保険労務士）</li> <li>・ソーシャルビジネス事業者向け経営相談</li> <li>・商工会議所や地域団体と連携し、小規模事業者の経営相談会実施</li> </ul>	

<b>実施時期</b>	(開始) 2026/4/1	(終了) 2029/3/31	対象地域	長野県、北信越地区（富山、新潟、石川）、全国
<b>事業概要</b>	<p>ソーシャルビジネスに取り組む団体は多岐にわたり、数も増加している一方で、経営経験が豊富ではない方が事業を運営されている事例も多い。</p> <p>当団体では、そんな「社会への想い」をもった方々が円滑にソーシャルビジネスを運営、休眠預金活用を進められるようなサポートを行う。</p> <p>具体的な活動支援プログラムは下記の通り。</p> <p>対象団体：長野県内の実行団体を優先的に対応、オンラインを活用し、全国のソーシャルビジネス運営団体（民間公益活動を実施する担い手）も支援 ⇒中小企業、小規模事業者、NPO、一般社団法人などソーシャルビジネスを運営する特殊法人も含む</p> <p><b>【支援概要】</b></p> <p>一般社団法人浅間リサーチエクステンション（AREC）がもつ430社以上の法人会員・賛助企業のノウハウ、人脈を活かす他、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等各種士業がもつ専門性を活かして、研修会の実施、訪問による伴走支援、地域内連携推進を図ることで、実行団体が抱える組織課題を包括的に解決し、休眠預金活用事業の円滑な進捗に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 速やかな事業実施のサポート（課題把握、実行支援）</li> <li>・ 課題解決の質向上、組織基盤強化、事業の持続性向上（スキル向上支援、地域内連携支援）</li> <li>・ 他団体への波及をサポート（実行団体の評価、公表）</li> </ul> <p><b>【当団体が提供するプログラム内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スムーズな事業実施（プロジェクト実施）を目的とした研修</li> <li>・ 円滑な組織運営を目的とした研修</li> <li>・ 事業成功のための広報、持続可能な活動を実現する資金調達を目的とした研修</li> <li>・ 正確な社会的インパクト評価を実現するための研修を実施</li> <li>・ 実際に訪問もしくはオンライン面談を各者と行い、各団体の課題に沿った改善点と方法の提案</li> <li>・ チャットツール活用による随時質問対応</li> <li>・ 半年ごとの振り返りMTG実施</li> </ul>			
	0/800字			

III. 事業の背景・課題

(1) 支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	894/1000字
<p>支援対象団体が抱えている課題を下記3つの観点から記載する。</p> <p><b>① 人事体制構築面</b></p> <p>課題：組織運営体制構築、業務分担、研修制度構築、</p> <p>課題の妥当性：中小企業100社のうち86%が人事組織面に課題を抱えていると回答しており、課題の定義は妥当である</p> <p>課題が生じている要因：支援対象となる団体は人員的資源や財務的資源が豊富にあるわけではない。限られた人員と財務資源で事業を行っており、個々の能力に依存しながら事業を行っていることが大半である。また、トップダウン方式の事業運営がされやすい傾向にあり、経営者層の判断や決定で物事が進行することが多い。事業実施のための組織体制面や業務分担面、さらには研修によるノウハウ取得に課題を抱えることになる。</p> <p><b>② 戦略構築面</b></p> <p>課題：戦略構築、財務管理、事業評価改善ルーティンの確立</p> <p>課題の妥当性：中小企業100社のうち78%が戦略構築面に課題を抱えていると回答しており、課題の定義は妥当である</p> <p>課題が生じている要因：支援対象となる団体は限られた人員と財務資源で事業を行っており、経営層含めて日常業務に追われる事例が多く、短期的な視点に陥りがちである。そういった背景から中長期目標策定が後回しにされ、組織としての戦略や財務管理、事業評価まで手が回っていないことが要因として考えられる。加えて、フレームワークなどを使って戦略構築できる人材が不足している。経理に長けている方がいないこともあり、財務管理が曖昧になりがちである。</p> <p><b>③ 広報活動面</b></p> <p>課題：広報戦略構築</p> <p>課題の妥当性：中小企業100社のうち76%が広報戦略は何をすれば良いかわからないと回答しており、課題の定義は妥当である</p> <p>課題が生じている要因：支援対象となる団体は人員的資源や財務的資源に限られた中で活動する中小企業が中心である。自社の商材やサービスがどの顧客に受け入れられやすいのかという議論やセグメンテーションが行われないことが大半である。ターゲット選定が甘いゆえに広報活動においてもどのツールや媒体を使えばよいか曖昧になっており、自社の活動内容やサービスを広く認知させることができている</p>	
(2) 課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	382/400字
<p>行政機関や民間企業は地域の経営者向けセミナーや有償支援を行っているが、行政機関のセミナーや研修は、「現在の事業で少し改善ができればよい」と考える個人事業主や小規模事業者に向けた内容が多く、その後の伴走支援などは行わないものがほとんどである。また、民間企業が有償支援は、中小企業や小規模事業者にとって財務的負担が大きく、一つの分野に絞られたテーマのみで進捗しがちである。結果、事業者自身は必要性を感じていながらも費用を支払って依頼するという決断に至らないことが多い。</p> <p>当団体であれば、本来は有償費用を支払って依頼すべき「経験値の高い経営専門家」を、支援対象団体に派遣することができる。専門家の数や分野も多岐にわたる。その結果、支援対象団体は財務的な負担がほくなく、専門的な支援を受けることができ、新事業を早期に軌道にのせ、持続的な事業とすることが可能になる。</p>	
(3) 休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	396/400字
<p>当団体が本事業を実施する意義は、下記の通りである。</p> <p>① 当団体は、450社以上の法人会員企業・賛助企業の支援があり、各分野の経営者の他、中小企業診断士、税理士、社会保険労務士といった士業専門家が在籍。さらには信州大学繊維学部内に拠点がある地の利を活かして大学教授や金融機関、行政とも常に連携可能な状態を築けており、そのような連携体制を活かして実行団体に経営面の幅広い支援を行うことで、実行団体が行う社会貢献性の高い新事業を、継続的に実施していただける体制を構築できる。</p> <p>上記のような連携体制とこれまで培った知見を提供することによって、支援対象団体が、休眠預金の趣旨に沿った形で円滑にソーシャルビジネスを構築することができるだけでなく、地域活性化や経済的発展を実現する。支援した団体の変化やノウハウは他企業や他地域へ波及させることができ、日本全体や国民にとっても大きなプラスとなる。</p>	

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手育成	(2)支援対象団体数	30
--------------	-------------------	------------	----

(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容	398/400字
<p>長野県周辺地域（新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、静岡県、群馬県、栃木県、茨城県）：13団体                  長野県地域：7団体                  その他地域：10団体（オンラインによる支援）                  長野県周辺地域と長野県地域において、実行団体が170団体ほど存在し、そのうちの15～20団体を支援（これから採択される実行団体の支援も視野に入れている）                  その他地域は全国を想定しており、ARECのつながりを活かして各団体へ案内を行う                  分野としては、貧困層の支援、子どもの成長機会提供、地域活性化の促進、能力開発の促進、女性の経済的自立の促進、社会的差別撤廃促進につながるような事業分野をメインサポート分野とするが、事業運営や経営という観点では、共通する課題があると想定しており、各団体が持つ、計画立案への課題、財務管理への課題、営業への課題を始めとして「ソーシャルビジネスが円滑に進行するための」課題の解決に寄与する</p>	

(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ	233/400字
<p>支援する団体の想定としては、下記の通り。資金分配団体より資金提供を受けた実行団体がビジネスを継続し、円滑な組織運営、広報活動、事業活動ができるようにサポートする。                  ・一般社団法人、社会福祉法人など特殊法人                  ・NPO法人                  ・小規模事業者                  組織規模は問わないが、おおよそ従業員数200名以下の事業者を想定している。                  理由として、従業員数200名以下の事業者は、組織体制が整備されていないことが多く、当団体がこれまでサポートしてきた団体の規模とも一致しているためである。</p>	

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	193/200字
<p>活動支援終了から2～5年後に支援対象団体（実行団体）が自走しながらソーシャルビジネスを継続させ、地域や国民に対して十分なサービスを提供できている状態を目指す。                  立ち上げたソーシャルビジネスが持続可能な状態になることは、他ソーシャルビジネス団体にとってのロールモデルとなることにつながる。                  その結果、「優先的に解決すべき社会的課題」や「SDGsとの関連に関する課題」の解決に寄与できる。</p>	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	48/100字																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>活動支援プログラムの目的</th> <th>100字 指標</th> <th>100字</th> <th>初期値/初期状態</th> <th>100字</th> <th>中間評価時の値/状態</th> <th>100字</th> <th>事後評価時の値/状態</th> <th>100字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実行団体が組織基盤を構築し、戦略的かつ規則に則った形で休眠預金事業を自走運営できる状態になること</td> <td>当社が支援を行ったソーシャルビジネス実行団体数</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30事業者（2029年3月）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動支援プログラムの目的	100字 指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字	実行団体が組織基盤を構築し、戦略的かつ規則に則った形で休眠預金事業を自走運営できる状態になること	当社が支援を行ったソーシャルビジネス実行団体数	0				30事業者（2029年3月）			
活動支援プログラムの目的	100字 指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字											
実行団体が組織基盤を構築し、戦略的かつ規則に則った形で休眠預金事業を自走運営できる状態になること	当社が支援を行ったソーシャルビジネス実行団体数	0				30事業者（2029年3月）													

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
1.支援対象団体が当団体の支援を受けることで、社会的に意義のあるビジネスを社会に提供できる		社会に提供されるソーシャルビジネス数	○	0事業				30事業者（2029年3月）		
2.支援対象団体が当団体の支援を受けることで、自社の課題解決への道筋を立て、解決することができる		自走できる支援対象団体数	○	0社				30社（2029年3月）		
3.支援対象団体がコンプライアンスや規定が守られる組織を確立し、長く事業を継続しながら組織発展することができる		コンプライアンスや規定が整備された支援対象団体数	○	0社				30社（2029年3月）		
4.支援対象団体が対外機関、行政、金融機関と連携し、ソーシャルビジネスを継続・発展させることができる		対外機関・行政・金融機関と7社以上新たに連携できた支援対象団体数	○	0社				30社（2029年3月）		
5.適切な社会的インパクト評価を行い、定量的・定性的な評価のもと成果を出すことができる		社会的インパクト評価を実行し、対外に対して成果を可視化できた支援対象団体数	○	0社				30社（2029年3月）		

(5)-3 アウトプット	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
(活動の実施により生み出された結果)								
1-1 支援対象団体が休眠預金活用事業や制度を理解したうえで事業遂行でき、ソーシャルビジネスが対象地域に対して影響を与える		0社		○			30社	
1-1 支援対象団体がソーシャルビジネスを円滑に進め、事業を自走させることができる組織体制ができていく		0社		○			30社	
2-1 支援対象団体が自社の課題を把握するスキルを付け、様々な課題に対しても解決策を見つけ、施策を実現できる組織となっている		0社		○			30社	
3-1 支援対象団体が規定額を整備し、遵守したうえでソーシャルビジネスを実行することができる		0社		○			30社	
4-1 支援対象団体が事業継続・発展に必要な関係者と連携し、ソーシャルビジネスの影響範囲を広げることができる		0社		○			30社 各団体における連携関係者0社	
5-1 適切な社会的インパクト評価を実行することができる		0社		○			30社 各団体における連携関係者5社 (1社につき、最低5社はソーシャルビジネスに関わる関係者や行政と連携させる)	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）		200字	時期・期間
1-1-1	支援対象団体の主体性を高めるため、対象団体を集めて、事業の方向性や休眠預金についての理解を深めていただく。 当団体メンバーが主体となり説明会を実施する（オンライン兼用）		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施
1-1-1-2	研修1回目：スムーズな事業実施（プロジェクト実施）を目的とした研修（2時間） ・案件形成、助成事業の企画立案支援（ニーズ調査など） ・分野の専門性の習得支援 ・先進事例視察やネットワーキングの取組 実行団体が持つ企画をブラッシュアップし、必要なノウハウの実装、先進事例共有を行う。 当団体に賛助している中小企業の専門家や士業が講師を務める		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施
1-1-1-3	研修2回目：円滑な組織運営を目的とした研修（2時間） ・ビジョンやミッションの明確化、中長期計画の策定 ・チームビルディング ・関係規程の整備等、ガバナンス・コンプライアンス体制等の構築 ・適切な資金管理体制の構築（NPOの会計事務、区分経理等） 実行団体の経営戦略策定、組織体制構築、コンプライアンス体制、資金管理体制強化を実現するため、経営アドバイザー、中小企業診断士、税理士、大学教授が講師を務め、研修を行う		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施
1-1-1-4	研修3回目：事業成功のための広報、持続可能な活動を実現する資金調達を目的とした研修（2時間） ・広報・情報発信、政策提言の手法 ・助成金・補助金申請のノウハウ ・事業及び組織の持続可能性を高めるための資金調達 実行団体の広報、補助金・助成金申請サポート、資金調達方法についての研修を実施 経営アドバイザー、中小企業診断士、社会保険労務士、金融機関担当者、民間の広報関係企業が講師を務める。		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施
1-1-1-5	研修4回目：正確な社会的インパクト評価を実現するための研修を実施（2時間） ・事業設計図（ロジックモデル等）の作成支援 ・分野や事業内容に適した定性的・定量的な評価手法の習得 ・評価を活用した事業立案、実施方法の習得 ⇒正しい評価方法について、中小企業診断士や大学教授が講師を務め、研修会を行う。		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施
1-1-2	上記研修終了後に、研修内容の理解度を把握するテストを実施し、理解不足と見受けられる団体に対しては、追加で丁寧なサポートを行う時間を設ける		支援対象団体採択から1ヶ月以内に合同説明会実施
2-1-1	1-1-1研修終了後に当団体メンバーが各団体を訪問する。そこで各団体でもつ重点的に取り組むべき課題を抽出する 基本的に現地訪問予定だが、場合によりオンラインツールも活用する。 各団体の課題把握（経営アドバイザー、中小企業診断士、税理士）		支援対象団体採択から2ヶ月以内
2-1-2	2-1-1で明確になった各社課題に対して専門家を派遣し、各団体に合った課題を提案、改善の道筋を示す		支援対象団体採択から3ヶ月以内
2-1-3	2-1-2で示された道筋に沿って各団体が改善に向けて取り組むことができているか、PDCAのモデルに沿って定期的に確認を行う。 必要なサポートや改善は、随時追加実施		支援対象団体採択から3ヶ月後 定期的な確認は2ヶ月に1回実施（2028年3月まで）
3-1-1	支援対象団体がすでに整備している規定類を把握する		支援対象団体採択から1ヶ月以内
3-1-2	整備されていない規定類を把握し、大学教授や弁護士など専門家指導のもと、規定類を整備する		支援対象団体採択から3ヶ月以内
3-1-3	整備した規定類に則って事業が遂行されているか定期的に面談で確認を行う		支援対象団体採択から4ヶ月後 定期的な確認は2ヶ月に1回実施（2028年3月まで）
4-1-1	支援対象団体がすでに関わりのある法人や行政、金融機関を、支援対象団体との面談の中で把握する		支援対象団体採択から1ヶ月以内
4-1-2	支援対象団体が行うソーシャルビジネスをさらに発展させるために必要と考えられる法人や行政、金融機関を紹介する		随時
4-1-3	随時支援対象団体に必要となる団体や行政、金融機関との交流会を設け、休眠預金事業終了後も円滑にソーシャルビジネスが継続できるようなバックアップ体制を構築する		随時
5-1-1	社会的インパクト評価の実施サポート（面談、評価の適切性確認）		支援対象団体の評価時期

(5)-5 インプット	
人材	内部：合計20人（事業責任者1名、経営アドバイザー5名、中小企業診断士2名、税理士3名、社会保険労務士2名、事務手続専従者5名） 外部：合計100人（信州大学教授1名、金融機関担当者10名、弁護士1名、弁理士1名、行政書士1名、中小企業経営者85名） その他産業機構の方々や行政機関とも連携し、スムーズな運営を実現する
資機材、その他	・打合せ用ホワイトボード、プロジェクター、オンライン会議システム契約 ・資料印刷複合機 ・研修用資料作成のための用紙 ・支援対象団体との質問用チャットツール導入

<p>(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）</p> <p>当団体は、活動支援プログラムの方針に則り、まずは全体研修を行い、その後支援対象団体に直接もしくはオンラインにて打ち合わせを実施する。</p> <p>初回訪問時に中小企業診断士や税理士、経営アドバイザーが丁寧なヒアリングを行い、対象団体がこれまで行ってきた事業内容を把握、採択時からこれまでの進捗を含めて確認し、問題点洗い出しや課題抽出を行う。</p> <p>初回に指摘改善できる部分はその場で伝え、より詳細な課題解決プログラムは2回目の打ち合わせ時に伝える。</p> <p>その際、初回の専門家不足がある場合は、業種ごとの専門家（弁護士、弁理士、社労士、中小企業経営者）に依頼し、具体的な改善策を提示する。</p> <p>実行団体はそれぞれ事業実施期間の残り年数が異なるため、残り年数でできる課題解決に絞って提案を行う。</p> <p>実際に当団体が支援対象団体に対して行う予定の活動は下記の通り。</p> <p><b>【実際の活動支援内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前個別説明会を実施</li> <li>・初回訪問時の活動支援内容と意義の説明</li> <li>・初回訪問時のヒアリング、問題点洗い出し、課題抽出</li> <li>・課題の整理と解決優先順位の設定</li> <li>・休眠預金活用事業の整理と計画書の作成</li> <li>・短期目標、長期目標の設定、課題設定と解決策の提示</li> <li>・3ヶ月に1回MTGの実施と振り返り</li> </ul>	519/1000字
<p>(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）</p> <p>支援対象団体が抱える課題に対しての支援内容は、可能な限り個々の団体に合った方法を提供する。</p> <p>最初の4回については研修のような形をとるが、研修後は直接もしくはオンラインによるヒアリングによって、個々の団体もつ課題を明確にする。その課題に対して合意形成を図った後に、どの専門家がメインで担当するかを確定、支援内容についても打合せを行い、合意形成を図る。また、支援を行う目的や意味合いを下記の観点で説明することにより目録合わせを行う。</p> <p>支援団体によっては、残りの事業実施期間が短い団体があることも想定され、その場合は解決すべき優先課題に絞って支援を行い、実行団体運営を円滑にする。</p> <p><b>【当支援により目指す状態】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①支援対象団体が、資金分配団体から受けた資金的支援をもとに、社会的課題を解決できる仕組みが構築されること</li> <li>②当支援により構築された仕組みが自律的かつ持続的なものとなり、休眠預金事業終了後も事業として継続できること</li> <li>③当支援により支援対象団体が収益を上げる体制となり、民間の資金調達なども利用できるような状態になること</li> <li>④当支援により、日本全体の社会課題解決を意識していただき、その実現に向けた能力を向上させること</li> <li>⑤当支援により、SDGsの達成に少しでも貢献できること</li> </ol> <p>また、休眠預金の下取原則を支援対象団体に理解をいただき、休眠預金活用事業を円滑に進めることの意義を考えていただく。そうすることで支援内容合意形成を図りやすくする。</p> <p><b>【支援対象団体に伝える基本原則】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民への還元が実現されること (2) 共助の精神で運営されること (3) 持続可能性があること (4) 休眠預金活用事業は国民の財産から成り立っており、透明性・説明責任がもたれられること</li> <li>(5) 公正性が求められること (6) 多様性が求められ、偏った考え方で運営されないこと (7) 革新性が求められ、常にプランはブラッシュアップされるべきであること (8) 成果最大化が求められ、かかった経費や投資に対する成果を出す必要があること (9) 民間主導であり、自分たちが主体となって考え行動すべきであること</li> </ol>	894/1000字
<p>V. 支援対象団体の募集/選定</p>	
<p>(1) 募集方法や案件発掘の工夫</p> <p>支援対象団体の募集は、WEBページ、SNSを情報発信の基軸としつつ、資金分配団体や実行団体側へ郵便物を使った直接的アプローチも行う。</p> <p>また、WEBページやSNSは広報活動に強い民間企業に委託することを検討しており、当団体の支援プログラムと強みを的確に発信する。</p> <p>より大きな課題を抱えている中小企業から優先的に選定するが、代表者や担当者の「やる気」についても評価軸とするため、事前面談も行う。</p>	195/200字
<p>(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保</p> <p>当団体の活動支援プログラムは、広くWEB上などで公開し、一部の既存関係先のみ情報が行きわたるような事態を避ける。商工会議所や市や県と連携できる体制があり、取引先でない団体に対しても活動支援プログラムを知っていただくように取り組む</p>	116/200字
<p>VI. 主な実績と実施体制</p>	
<p>(1) 専門性・強み</p> <p>当団体は、一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター（以下、ARECと記載）とBuddiate株式会社（中小企業診断士）の2者で構成されている。</p> <p>ARECは、長野県内430社の会員企業・賛助企業が加盟しており、日頃より中小企業支援やセミナー開催を行っているほか、企業同士の連携マッチング経験も豊富。長野県や市町村とのつながりのほか、大学教授や金融機関とも連携できており、どのような視点からでも経営支援やビジネス構築支援が可能。また、Buddiate株式会社からは経営支援や補助金サポートを450件以上対応してきた中小企業診断士が参画し、その他税理士、社労士、公認会計士が参画する。長野県内の大手企業の税務労務の顧問に在籍する税理士も当団体に参加しており、専門知識が豊富である。事務作業についても事務経験の長いスタッフを起用できるため問題ない</p>	377/400字
<p>(2) 支援実績と成果</p> <p>当団体の支援実績を記載する。</p> <p>過去支援中小企業団体数：2,000社以上 補助金申請数：550件以上（採択450件以上） ソーシャルビジネス支援数：3件 2025年中小企業向けセミナー講座開催回数：20件</p> <p><b>【AREC団体紹介】</b></p> <p>ARECは、地域産学官連携支援を2000年から開始し、本年25年目となる。信州大学繊維学部内に大学とは独立した建物を有している。</p> <p>長野県東信地域の中堅企業は、ほぼすべて会員企業である。</p> <p>長野県は製造業が多く集積しているという地域特性から、ARECの24年間にわたる産学官連携支援事業の対象としては、地域の中堅企業と新事業展開に積極的な中小企業を中心となっている。</p> <p>2025年6月には「中小企業支援事業補助金（中堅・中核企業の経営力強化支援事業）」に北関東統括団体として採択されており、これは経済産業省からも中小企業支援に対して大きな信頼をいただいている証左と言える。</p> <p><a href="https://chiiki-platform.jp/article/article13/">https://chiiki-platform.jp/article/article13/</a></p> <p>また、上記事業を通じて第一地方銀行（八十二、足利、群馬銀行、山梨中央銀行等）のネットワークを有しており、資金調達相談や融資相談に強い。</p> <p><b>【ARECセンター長 岡田基幸 実績と成果】</b></p> <p>経験：ARECの立ち上げを牽引し、産学官連携による地域振興を推進。上田市創業支援プラットフォーム事業統括、東信州次世代イノベーションセンターセンター長などを歴任。</p> <p>役割：産学官連携による地域活性化の実践推進、多様なステークホルダーとのネットワーク構築、地域資源を活用した新事業創出。</p> <p>現在、経済産業省管轄の(公)全国中小企業振興機関協会が主管する47都道府県の産業支援センターを対象とした助成金の審査委員を委嘱されている</p>	752/800字
<p>(3) 支援ノウハウ</p> <p>支援ノウハウについては、当団体が過去に2,000社以上の中小企業支援を行ってきたノウハウがある。</p> <p>重点支援領域としては、下記7分野を得意としており、専門家とも連携しながら支援を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 経営戦略の再構築支援（コスト改善）</li> <li>2) 新製品・新事業創出の企画・開発支援</li> <li>3) DX・GX基盤の整備（業務改革）</li> <li>4) 販路拡大・マーケティング戦略構築</li> <li>5) 海外展開や知財戦略の助言</li> <li>6) 人材確保・人材育成支援</li> <li>7) 中堅企業同士の連携促進</li> </ol> <p>これまでの支援において、ビジネスモデルの策定、売上管理、利益管理、PDCAを使った経営改善を行っているほか、地域企業や金融機関、行政とも連携した課題解決経験があり、支援ノウハウの保有について問題ない。経営経験や地域課題解決豊富な理事やアドバイザーが外部機関とも連携して学びながら活動支援に取り組むことで、盤石の態勢を築く。</p>	379/400字



資金計画書

バージョン  
(契約締結・更新回数)

事業種別	2025年度活動支援	
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
活動支援団体	事業名	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する
	団体名	AREC中小企業経営力強化コンソーシアム

	助成金
事業費	50,286,800
直接事業費	43,320,000
管理的経費	6,966,800
評価関連経費	750,000
合計	51,036,800

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	17,185,500	16,550,500	16,550,800	50,286,800
直接事業費	0	14,740,000	14,290,000	14,290,000	43,320,000
管理の経費	0	2,445,500	2,260,500	2,260,800	6,966,800

2. 評価関連経費

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (B)	0	150,000	300,000	300,000	750,000

3. 合計

[円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B)	0	17,335,500	16,850,500	16,850,800	51,036,800



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	浅間リサーチエクステンションセンター		
郵便番号	386-8567		
都道府県	長野県		
市区町村	上田市		
番地等	常田三丁目15番1号		
電話番号	0268-21-4377		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://arecplaza.jp/">https://arecplaza.jp/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	1963/07/15		
法人格取得年月日			

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ハマダ クニヒロ
	氏名	濱田 州博
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	オカダ モトキ
	氏名	岡田 基幸
	役職	専務理事

### (3) 役員

役員数 [人]	16
理事・取締役数 [人]	7
評議員 [人]	7
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	17
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	13
有給 [人]	13
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	446
団体会員 [団体数]	331
団体その他会員 [団体数]	115
個人会員・ボランティア数	34
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	34
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	4
申請前年度の助成総額 [円]	820,000
助成した事業の実績内容	上田市プラットフォーム事業

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	



## 団体情報入力シート

### (1) 団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名	Buddieate株式会社		
郵便番号	386-0003		
都道府県	長野県		
市区町村	上田市		
番地等	上野1100-37		
電話番号	0268-75-0823		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	<a href="https://buddieate.jp/">https://buddieate.jp/</a>	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2022/04/04		
法人格取得年月日			

### (2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	タカジヒロシ
	氏名	高司浩史
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

### (3) 役員

役員数 [人]	1
理事・取締役数 [人]	1
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

### (4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	4
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っていない
----------------	--------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	なし

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	



※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	休眠預金活用事業
団体名:	一般財団法人 浅間リサーチエクステンションセンター
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※参照等
<b>● 社員総会・評議員会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	
<b>● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	
<b>● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	
<b>● 理事の職務権限に関する規程</b>				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
<b>● 監事の監査に関する規程</b>				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	
<b>● 役員及び評議員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員及び評議員(置いている場合のみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないか確認をお願いします。

事業名:	ソーシャルビジネス実行団体の経営力強化と持続的な事業発展を支援する
団体名:	Buddieate株式会社
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。  
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必須です。**

(注意事項)  
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html  
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。  
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。  
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
<b>●株主総会の運営に関する規程</b>				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	招集
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	招集権者
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	招集
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	招集通知
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	株主総会の決議
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	株主総会の決議
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	議事録
<b>●取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
<b>●取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。</b>				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要		
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要		
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要		
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要		
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要		
(6)決議(過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要		
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要		
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要		
<b>●取締役の職務権限に関する規程</b>				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
<b>●監査役の監査に関する規程</b>				
監査役は職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
<b>●役員の報酬等に関する規程</b>				
(1)役員(置いている場合)のみの報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

<b>● 倫理に関する規程</b>				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
<b>● 利益相反防止に関する規程</b>				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
<b>● コンプライアンスに関する規程</b>				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
<b>● 内部通報者保護に関する規程</b>				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
<b>● 組織(事務局)に関する規程</b>				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
<b>● 職員の給与等に関する規程</b>				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
<b>● 文書管理に関する規程</b>				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
<b>● 情報公開に関する規程</b>				
以下の1～3の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
<b>● リスク管理に関する規程</b>				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
<b>● 経理に関する規程</b>				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		